

[事案 30-279] 入院給付金支払請求

・令和元年5月14日 裁定終了

<事案の概要>

骨折により入院し、給付金を請求したところ、約款に定める「入院」に該当しないとして支払われなかったことを不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

外出先で段差につまづいて転倒し、橈骨遠位端骨折により数か月入院したが、本入院は医師の指示に基づくものであり、約款に定める「入院」に該当することから、平成14年8月に契約した医療保険に基づき、入院給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

入院に至った経緯および入院の経過等に鑑み、本入院は約款上の「入院」に該当しないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院中の治療状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本入院は、自宅等での治療が困難なため、常に医師の管理下において治療に専念することが必要であったものとは認められないことから、約款上の「入院」とは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。